

(介護予防)短期入所生活介護事業所愛全園 運営規程の概要

施設の概要

フリガナ	トクベツヨウコロウジンホームアゼンエン		サービスの種類	介護老人福祉施設
施設名	(介護予防)短期入所生活介護事業所愛全園		事業者番号	1374000204
所在地	〒196-0014 昭島市田中町2丁目25番3号		フリガナ	マルヤマカズヨ
			管理 者	丸山 和代
連絡先	電話番号	042-541-3100	FAX 番号	042-546-8284
入所定員	20名	居室形態	2階多床室(4人):3室、従来型個室:8室	
利用料	法定代理受領分		厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)	
	法定代理受領分以外		厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)	

従業者の勤務体制(本体特養を含む)

職種	員数	要件
管理者	1人	常勤
医師	1人以上	
生活相談員	2人以上	1人常勤
介護職員	40人以上	常勤換算
看護職員	4人以上	本体併設各1人以上常勤・常勤換算
機能訓練指導員	1人以上	
栄養士又は管理栄養士	1人以上	
介護支援専門員	2人以上	1人常勤

運営方針

- (介護予防)短期入所生活介護サービスは、個別的なサービス計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指します。
- 事業の実施に当たっては地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から利用者サービス向上委員会で指針の整備、研修、担当者を定めて高齢者虐待防止の推進を図ります。

利用料その他の費用の額	地域区分	4級地	単価	10.66円
-------------	------	-----	----	--------

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示しています。

«介護福祉施設サービス»

区分	1. 介護福祉施設サービス費 I 《従来型個室》		
	介護保険上の1日単位	1日の利用料金	1日の自己負担
要支援1	451単位	4,807円	481円
要支援2	561単位	5,980円	598円
要介護1	603単位	6,427円	643円
要介護2	672単位	7,163円	717円
要介護3	745単位	7,941円	795円
要介護4	815単位	8,687円	869円
要介護5	884単位	9,423円	943円
区分	2. 介護福祉施設サービス費 II 《多床室》		
	介護保険上の1日単位	1日の利用料金	1日の自己負担
要支援1	451単位	4,807円	481円
要支援2	561単位	5,980円	598円
要介護1	603単位	6,427円	643円
要介護2	672単位	7,163円	717円
要介護3	745単位	7,941円	795円
要介護4	815単位	8,687円	869円
要介護5	884単位	9,423円	943円

«加算サービス料金»

① 愛全園の体制が算定の基礎となる加算

項目	介護保険上の単位	利用料金	自己負担額
機能訓練体制加算	12単位/日	127円	13円
サービス提供体制強化加算(I)	22単位/日	231円	24円
サービス提供体制強化加算(II)	18単位/日	189円	19円
看護体制加算(I)口	4単位/日	42円	5円
看護体制加算(II)口	8単位/日	84円	9円
夜勤職員配置加算(I)口	13単位/日	137円	14円
介護職員等待遇改善加算(II)	一月の利用料金の13.6%		

② 該当する利用者の方のみ算定する加算

項目	介護保険上の単位	利用料金	自己負担額
若年性認知症利用者受入加算	120単位/日	1,279円	128円

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位/日	2,108円	211円
療養食加算	8単位/回	85円	9円
送迎加算(片道1回)	184単位/回	1,961円	197円

«滞在費・食費の自己負担額»

(1)食費

	料金	備考
朝食	450円	
昼食	750円	おやつ代を含む
夕食	650円	

(2)負担限度認定者の料金

負担段階	部屋区分	1日の居住費	1日の食費
第1段階	従来型個室	380円	300円
	多床室	0円	
第2段階	従来型個室	480円	390円
	多床室	430円	
第3段階①	従来型個室	880円	650円
	多床室	430円	
第3段階②	従来型個室	880円	1,360円
	多床室	430円	

(3)負担限度認定者以外の者の料金

その他	部屋区分	1日の居住費	1日の食費
	従来型個室	1,231円	1,850円
	多床室	915円	

«その他の日常生活費»

項目	費用
日用品(ご自身でご用意いただきます)	—
教養娯楽費(クラブ活動で使用する材料費)	200円/回
行事における特別な食事(喫食者のみ)	350円/食
特例食事サービス(喫食者のみ)	500円~/食
理美容にかかる費用(利用者のみ)	実費
個別の家電品の電気料金(一点当たり)	10円/日

身体的拘束の取扱い

当施設では、利用者自身及び他の利用者等の生命又は身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行いません。

緊急時の対応

- (1)当施設では、サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合や利用者の健康状態が急変する等の緊急事態が発生した場合には、利用者の家族等のあらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、救急車の手配、その他必要な処置を行います。
- (2)利用者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。
- (3)当施設の職員は、ナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切かつ必要な対応を行います。
- (4)利用者が、あらかじめ近親者等、緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。

個人情報の保護

事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者等に関する個人情報については、以下の利用目的においてのみこれを利用します。それ以外の目的で当該個人情報を利用する場合には、事前に利用者等の同意を得るものとします。

職員は業務上知り得た利用者等の秘密を保持します。

職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持します。

虐待の防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、必要な措置を講じます。

虐待に関する責任者 施設長 丸山和代

災害、非常時への対応

当施設における訓練は、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画を防災委員会でたて、指針の整備、研修の実施、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を、原則として少なくとも月1回は実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施します。

業務継続計画の策定

当施設では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに必要な次の措置を講じます。

協力医療機関

当施設では、利用者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定め、次の各号に掲げる体制を構築します。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等に置いて医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 利用者の病状が急変した場合等において、当施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診察を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れられる体制を確保していること。

施設サービスの利用にあたっての留意事項

項目	留意事項
(1)日課の尊重	利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとします。
(2)外出及び外泊	利用者は、外出(短時間のものは除く)又は外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、施設への帰着する予定日時などを施設長に届け出るものとします。 時間 9時～18時の間でお願い致します。
(3)健康留意	利用者は努めて健康に留意するものとします。施設で行う健康診査は特別の理由がないかぎりこれを受診するものとします。
(4)衛生保持	利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ、また施設に協力するものとします。
(5)施設内の禁止行為	利用者は、施設内で次の行為をしてはならないこととします。 ①けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。 ②政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。 ③指定した場所以外で火気を用いること。 ④施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。 ⑤故意にまたは無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持出すこと。
(6)食品・嗜好品等	食品・嗜好品等の持込みに関しては、事前にご相談ください。

苦情処理

当施設で提供されたサービス等につき、利用者がいつでも苦情を申し出ることができるよう、苦情相談窓口を設置します。

(1)当施設の相談・要望・苦情等受付け窓口 電話:042-541-3100(9時～18時)
担当:生活相談員

(2)昭島市オンブズパーソン・人権担当(市役所本庁3階)
TEL 042-544-5111 内線番号:2366 FAX 042-544-5121 予約制

(3)東京都国民健康保険団体連合会
TEL 03-6238-0177 受付時間帯 午前9時～午後5時